

4. 公害防止規制基準の整理

建設地における各種法令による規制基準の状況を以下にとりまとめて示す。

(1) 大気質

① 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）により、資表－4－1 のとおり定められている。

資表－４－１ 大気汚染に係る環境基準

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学オキ シダント (Ox)	微小粒子状 物質 (PM2.5)
環境基準	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であ り、かつ、1時 間値が0.1ppm 以下であるこ と。	1時間値の1日 平均値が0.04p pmから0.06ppm までのゾーン 内又はそれ以 下であること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の8 時間平均値が2 0ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.10m g/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20mg/ m ³ 以下である こと。	1時間値が0. 06ppm以下で あること。	1年平均値が15 μg/m ³ 以下で あり、かつ、1 日平均値が35 μg/m ³ 以下で あること。
達成期間	原則として5 年以内に達成 (昭和48年5 月16日環境庁 告示)	原則として7年 以内に達成(昭 和53年7月11日 環境庁告示)	早期に達成(昭和48年5月8日環境庁告示)			早期に達成(平 成21年9月9日 環境省告示)
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所					

物質名 項目	ベンゼン (C ₆ H ₆)	トリクロロ エチレン (C ₂ HCl ₃)	テトラクロロ エチレン (C ₂ Cl ₄)	ジクロロ メタン (CH ₂ Cl ₂)	ダイオキシン類
環境基準	1年平均値が0.00 3mg/m ³ 以下である こと。	1年平均値が0.2m g/m ³ 以下である こと。	1年平均値が0.2m g/m ³ 以下である こと。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下である こと。	年間平均値が0.6pg- TEQ/m ³ 以下であるこ と。
達成期間	早期に達成(平成9年2月4日環境庁告示) 改正(平成13年4月20日環境省告示)				可及的速やかに達成 (平成11年12月27日 環境庁告示)
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所				

注1) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25,35号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」
(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

「大気汚染防止便覧」(平成28年4月, 愛知県環境部)

②排出基準等

a. 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、「K 値規制」、「総量規制」及び「総排出量規制」の3種類の排出基準等が存在する。

・K値規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号）では、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日 愛知県条例第7号）により、「大気汚染防止法」で定めるばい煙発生施設より規模の小さい施設について許容限度を定めている。

なお、次式内の定数「K 値」は地域ごとに定められている値であり、建設地である江南市の排出基準は資表-4-2のとおりである。

$$q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 (m³N/時)

K : 地域ごとに定められた定数

He : 補正された排出口の高さ (m)

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795(Q \cdot V)^{1/2}) \div (1+2.58 \div V)$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \{2.301 \log J + 1/J - 1\}$$

$$J=1/(Q \cdot V)^{1/2} \{1460-296 \times V/(T-288)\} + 1$$

Ho : 排出口の実高さ (m)

Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

資表-4-2 廃棄物焼却炉に係る硫黄酸化物の排出基準 (K 値)

区域	法			県条例	
	設置年月日			設置年月日	
	~ S47.1.4	S47.1.5 ~ S49.3.31	S49.4.1 ~	~ S49.9.29	S49.9.30 ~
一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（一般国道23号以南を除く。）、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町及び飛島村（一般国道23号以南を除く。）	9.0			9.0	

資料：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月30日 政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日 愛知県規則第87号）

「大気汚染防止便覧」（平成28年4月、愛知県環境部）

- ・総量規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、江南市は指定対象地域には含まれていない。

- ・総排出量規制

江南市は「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第7号)に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象区域となっており、大気指定施設(廃棄物焼却炉:火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/時以上又は焼却設備の燃焼能力が重油換算50L/時以上)における総排出量規制は次式により定められている。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (Nm³/時)

W₁ : 昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W₂ : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年9月30日以後に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫化酸化物の量 (Nm³/時)

a : 定数 (表1-4参照)

b : 定数 (表1-4参照)

R₃ : 定数 (江南市を含む尾張地域 = 1.0)

αS_3 : 定数 (= (0.298 - 0.024 log y₂) / 100)

$$y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$$

資表-4-3 総排出量規制の定数(廃棄物焼却炉)

大气指定工場等における大气指定施設の 燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
500L以上 1,000L未満	0.643	16
1,000L以上 5,000L未満	0.743	-84
5,000L以上 10,000L未満	0.606	620
10,000L以上	0.861	-1,930

資料: 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成15年8月22日 愛知県規則第87号)

「大気汚染防止便覧」(平成28年4月, 愛知県環境部)

b. ばいじん

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号）では、施設の種類、焼却能力、設置年月日による一般排出基準が、さらに愛知県の「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年3月30日 愛知県条例第4号）では施設の規模に応じた上乘せ基準が定められている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は資表-4-4のとおりである。なお、一般排出基準と上乘せ基準の両方に該当する施設については、いずれか厳しい基準が適用される。

資表-4-4 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設の種類		規模 (万m ³ /時)	焼却能力 (トン/時)	上乘せ基準		一般排出基準			
				設置年月日 S48.4.1~		設置年月日 ~H10.6.30		設置年月日 H10.7.1~	
				(g/m ³ _N)	O _n (%)	(g/m ³ _N)	O _n (%)	(g/m ³ _N)	O _n (%)
廃棄物 焼却 炉	連続炉	4以上	—	0.10	0s	—	—	—	—
		1~4	—	0.20	0s	—	—	—	—
		1未満	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物焼却炉		—	4以上	—	—	0.08	12	0.04	12
		—	2~4	—	—	0.15	12	0.08	12
		—	2未満	—	—	0.25	12	0.15	12

注1) この表に掲げるばいじんの量は、JISZ8808に定める方法により測定された量として排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）に含まれるものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじんの量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : ばいじん量 (g/m³_N)

C_s : 測定時のばいじん量 (g/m³_N)

O_n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

O_s : 測定時の酸素濃度 (%)

資料 : 「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」

（昭和48年3月30日 愛知県条例第4号）

「大気汚染防止便覧」（平成28年4月、愛知県環境部）

c. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)では、施設の種類、規模、設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は資表-4-5に示すとおりである。

また、愛知県では、指導対象ばい煙発生施設に対し、窒素酸化物排出量の削減の指導が行われている。指導要領は資表-4-6のとおりである。

本計画施設も指導対象ばい煙発生施設(焼却能力200kg/時以上の廃棄物焼却炉)にあたる。

資表-4-5 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

細番号	施設の種類	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
				~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S59.9.9	S59.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~
①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)	4以上	12	900	900	900	450	450			
		4未満		900	900	900	900	450			
②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉)	4以上	12	300	300	300	250	250			
		4未満		900	900	900	900	700			
③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	4以上	12	300	300	300	250	250			
		4未満		300	300	300	300	250			
④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	12	—	—	—	250	250			

注1) 窒素酸化物の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C: 窒素酸化物濃度 (ppm)

C_s: 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

O_n: 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

O_s: 測定時の酸素濃度 (%)

資料: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止便覧」(平成28年4月, 愛知県環境部)

資表－４－６ 窒素酸化物に係る指導

指導対象工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以降に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則第26条の 대기指定工場等	대기汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設	<p>1 資表－４－５に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合はこの限りではない。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該排出施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。</p>	<p>資表－４－５に示す窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。</p> <p>ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合はこの限りでない。</p>

資料：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月1日施行 愛知県）
「 대기汚染防止便覧」（平成28年4月，愛知県環境部）

d. 塩化水素

「 대기汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号）では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が資表－４－７のとおり定められている。

資表－４－７ 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	700 (O ₂ 12%)

注1) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) \div (21 - 0s) \} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m³_N)

Cs：排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³_N)

0n：排出ガス中の標準の残存酸素濃度 (=12%)

0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)

資料：「 대기汚染防止法施行規則」

(昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号)

「 대기汚染防止便覧」（平成28年4月，愛知県環境部）

e. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が資表－4－8 のとおり定められている。

資表－4－8 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設名	規 模	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)			On (%)
		設置年月日			
		～ H9. 12. 1	H9. 12. 2 ～ H12. 1. 14	H12. 1. 15 ～	
廃棄物焼却炉	焼却能力4トン/時以上	1	0.1	0.1	12
	焼却能力2トン/時以上4トン/時未満	5	1	1	12
	火格子面積2m ² 以上又は焼却能力0.2トン/時以上2トン/時未満	10	5	5	12
	上記以外	10	10	5	12

注1) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m³_N)

Cs : 測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m³_N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注2) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」 (平成11年12月27日 総理府令第67号)
「大気汚染防止便覧」 (平成28年4月, 愛知県環境部)

f. 自動車

江南市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号）及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年8月13日施行 愛知県）に基づく対策地域になっている。

対策地域で適用される排出基準は、資表－4－9に示すとおりである。また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」では、対象自動車に対し要請事項等が資表－4－10のとおり定められている。

資表－4－9 自動車 NOx・PM 法による排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)	車両総重量区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

資料：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年12月1日 総理府令第53号）

「自動車NOx・PM法の車種規制について」（平成17年9月、環境省）

資表－4－10 取組内容

対象自動車	事業者	取組
<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車（トラック、バン等） ・乗合自動車（バス、マイクロバス） ・特種自動車（人の輸送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く） 	対象自動車を使用する者 対象地域において対象自動車の運行を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・車種規制非適合車を使用しない ・エコドライブを実施する ・適合車標章の表示
	荷主等（対象地域内） 貨物等 ^{注1} を他のものに委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者	次の者に車種規制非適合車を使用しないこと及びエコドライブを実施することを求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・貨物等を運送する者 ・貨物等を販売、貸出し又は譲渡する者 <p>特定荷主等^{注2}は県又は名古屋市、岡崎市へ毎年報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告内容：運送者への非適合車不使用の要請及び確認状況

注1) 廃棄物を含む。

注2) 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等する物品を運送させる者であって、資本金等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万㎡を超える事業者又は敷地面積が3万㎡を超える事業所を有する者。

資料：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年8月13日施行 愛知県）

(2)騒音

①環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準は、資表-4-11 から資表-4-13 に示すとおりである。施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、B類型に区分される。

資表-4-11 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の区分		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
AA類型	特に静音を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)	50dB以下	40dB以下
A類型	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居区専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B類型	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域		
C類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60dB以下	50dB以下

資表-4-12 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域		

注1) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資表-4-13 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌日の6時)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

注1) 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

資料: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成11年3月26日 愛知県告示第261号)

②規制基準等

a. 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日 愛知県条例第7号)に基づく特定工場等に係る規制基準は、資表-4-14に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、第3種区域に区分される。

資表-4-14 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域区分		時間区分		
		昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時) (19時～22時)	夜間 (22時～ 翌日の6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居区専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地 域、準住居地域	50dB	45dB	40dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65dB	60dB	50dB
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60dB	55dB	50dB
第4種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB
	工業専用地域	75dB	75dB	70dB
	都市計画区域以外の地域	60dB	55dB	50dB

注1) 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児保育型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

注2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

資料：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和46年9月27日 愛知県告示第800号)

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年8月22日 愛知県規則第87号)

b. 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第7号)に基づく特定建設作業に係る規制基準は、資表-4-15に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、①地域に区分される。

資表-4-15 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	①、②、③	85dB
作業時間	①	午後7時～翌日の7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上

*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」

(昭和46年9月27日 愛知県告示第801号)

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年8月22日 愛知県規則第87号)

c. 道路交通騒音の要請限度

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)に基づく自動車騒音の要請限度は、資表-4-16に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、b区域に区分される。

資表-4-16 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域	
				1車線	2車線		
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	昼間	6時～22時	65dB	70dB		
		夜間	22時～翌日の6時	55dB	65dB		
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域	昼間	6時～22時	65dB	75dB		昼間 75dB
		夜間	22時～翌日の6時	55dB	70dB		夜間 70dB
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	昼間	6時～22時	75dB	75dB		
		夜間	22時～翌日の6時	70dB	70dB		

注1) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

注2) 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日 愛知県告示第312号）

(3) 振動

① 規制基準等

a. 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日 愛知県条例第7号)に基づく特定工場等に係る規制基準は、資表-4-17に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、第2種区域に区分される。

資表-4-17 特定工場等に係る騒音の基準

区域区分		時間区分	昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～翌日の7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居区専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域		60dB	55dB
	第1種住居地域、第2種住居地 域、準住居地域		65dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、用途地域の定め のない地域		65dB	60dB
	工業地域		70dB	65dB
	工業専用地域		75dB	70dB
	都市計画区域以外の地域		65dB	60dB

注1)工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院 施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

注2)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

資料:「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和52年10月17日 愛知県告示第1047号)

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年8月22日 愛知県規則第87号)

b. 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日 愛知県条例第7号)に基づく特定建設作業に係る規制基準は、資表-4-18に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、①地域の規制が適用される。

資表-4-18 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	①、②、③	75dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上

*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

資料：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」

（昭和52年10月17日 愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日 愛知県規則第87号）

c. 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度は、資表-4-19に示すとおりである。

施設建設地周辺は市街化調整区域に指定されており、第2種区域に区分される。

資表-4-19 道路交通振動の要請限度

区域区分		時間区分	
		昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～翌日の7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居区専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	65dB	60dB
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB
	用途地域の定めのない地域		

注1) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

資料：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)

(4) 悪臭

① 規制基準等

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年6月1日 法律第91号）の規制地域であり、江南市では臭気指数による規制が行われている。敷地境界線、気体排出口及び排水水についての臭気指数の規制基準を資表－4－20に示す。

施設建設地周辺は第3種区域に区分される。

資表－4－20 悪臭の規制基準（臭気指数）

規制地域の区分		規制基準（臭気指数）		
		敷地境界	気体排出口	排水水
第1種区域	市街化区域（工業地域を除く）（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域）	12	規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等になるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	28
第2種区域	第1種地域との緩衝地域（おおむね市街化区域に隣接する地域）及び工業地域	15		31
第3種区域	第1種地域・第2種地域以外の地域	18		34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

（臭気指数）＝ $10 \times \log$ （臭気濃度）

- ・臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気
- ・臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）
- ・臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2) 「悪臭防止法施行規則」（昭和47年 総理府令第39号）第6条の2において、気体排気口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

- ・15m未満 指標：臭気指数
大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
- ・15m以上 指標：臭気排出強度
大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

資料：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日 総理府令第39号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年4月28日 愛知県告示第378号）

「悪臭防止法に基づく悪臭規制地域図」

（江南市ホームページ http://www.city.konan.lg.jp/kankyoku/akusyu_kisei_zu.pdf）

(5)水質

①環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)により、それぞれ資表-4-21及び資表-4-22のとおり定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」により定められており、その内容は、資表-4-23に示すとおりである。

なお、施設建設地周辺における河川としては、木曾川がA類型に指定されている。

資表-4-21 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。			
5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。			

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

資表-4-22 ダイオキシン類に係る環境基準(水底の底質)

項目	基準値	備考
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

資表－４－２３ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

注1) 利水目的の詳細

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

②排水基準等

a. 排水基準

一般廃棄物の焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）に定める特定施設に該当する。特定施設から排水がある場合には、対象事業は特定事業場となり有害物質の排水基準が適用される。有害物質の排水基準を資表－4－24 に示す。

また、特定事業場からの排水が 50m³/日を超える場合は、生活環境項目の排水基準が適用される。その他の項目の排水基準を資表－4－25 に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づく、ダイオキシン類の排水基準を資表－4－26 に示す。

資表－４－２４ 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の 合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

資表－４－２５ 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度	
水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均120mg/L）	
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均120mg/L）	
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均150mg/L）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L	
フェノール類含有量	5mg/L	
銅含有量	3mg/L	
亜鉛含有量	2mg/L	
溶解性鉄含有量	10mg/L	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	
クロム含有量	2mg/L	
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）	
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）	
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>5 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

資表－４－２６ 排水基準（ダイオキシン類）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/時以上）に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年12月27日 政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日 総理府令第67号）

b. 総量規制基準

事業実施想定区域は、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合には以下の総量規制基準が適用される。

総量規制基準については資表－4－27に示すとおりである。

資表－4－27 総量規制基準

○化学的酸素要求量の総量規制基準	
$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \cdot 10^{-3}$	
L _c =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)	
C _{c j} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))	
C _{c i} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))	
C _{c o} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))	
Q _{c j} =平成3年7月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水量 (m ³ /日)	
Q _{c i} =昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日)	
Q _{c o} =特定排出水の量 (Q _{c j} 、Q _{c i} を除く) (m ³ /日)	
○窒素の総量規制基準	
$L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \cdot 10^{-3}$	
L _n =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)	
C _{n i} =定数(窒素含有量 (mg/L))	
C _{n o} =定数(窒素含有量 (mg/L))	
Q _{n i} =平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日)	
Q _{n o} =特定排出水の量 (Q _{n i} を除く) (m ³ /日)	
○りんの総量規制基準	
$L_p = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \cdot 10^{-3}$	
L _p =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)	
C _{p i} =定数(りん含有量 (mg/L))	
C _{p o} =定数(りん含有量 (mg/L))	
Q _{p i} =平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日)	
Q _{p o} =特定排出水の量 (Q _{p i} を除く) (m ³ /日)	

資表－4－28 総量規制基準の定数

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素 (mg/L)		りん (mg/L)	
			C _{c j}	C _{c i}	C _{c o}	C _{n i}	C _{n o}	C _{p i}	C _{p o}
224	ごみ処理業	日平均排水量 400m ³ 以上	30	30	30	20	25	1	2.5
		日平均排水量 400m ³ 未満						1.5	2.5
232のア	し尿浄化槽		40	40	60	30	40	3	4

注1) し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの。

資料：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」
(平成24年2月24日 愛知県告示第118号)
「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」
(平成24年2月24日 愛知県告示第119号)
「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」
(平成24年2月24日 愛知県告示第120号)

c. 上乘せ排水基準

愛知県では県内全体を7水域に分け、特定事業場の新設と既設、業種の種類、排水量の規模の区分を行い、それぞれに一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準を設けている。

木曾川水域においては、新設する特定事業場からの日平均排水量が20m³/日以上である場合には、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日 愛知県条例第4号）に基づき資表-4-29に示す項目の上乗せ排水基準が適用される。

資表-4-29 上乘せ排水基準（木曾川水域）

項目		許容限度
鉛及びその化合物		0.5mg/L
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日 愛知県条例第4号）

(6)地盤、土壌及び地下水

①地盤

江南市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日 愛知県条例第7号）による揚水規制の区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は資表－4－30に示すとおりである。

資表－4－30 揚水設備に係る許可の基準

項目	許可基準
ストレーナーの位置	地表面下10m以浅
揚水機の吐出口の断面積	6～19cm ² （直径2.76～4.91cm）
揚水機の前動機の前格出力	2.2kW以下
一日当たりの総揚水量	事業所総量は350m ³ 以下

資料：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日 愛知県条例第7号）

②土壌及び地下水

a. 環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準を資表－4－31に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日 法律第105号）に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を資表－4－32に示す。

また、「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を資表－4－33に示す。

資表－４－３１ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回るということ。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

資料：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

資表－４－３２ ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

基準値	備考
1,000pg-TEQ/g以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注1) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

資表－４－３３ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

(7)日照阻害

「建築基準法」(昭和25年5月24日 法律201号)に基づく「愛知県建築基準条例」(昭和39年4月1日 愛知県条例49号)による日影規制の状況を資表-4-34に示す。

施設建設地は市街化調整区域に指定されており、法及び条例の規定が適用される。

資表-4-34 建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面 高さ	容積率	敷地境界線からの 水平距離が 10m以内の範囲に おける日照時間	敷地境界線からの 水平距離が 10mを超える範囲 における日照時間
1 第一種低層住居専用地域 又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物 又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	80%以下	3時間	2時間
			100%以上	4時間	2.5時間
2 第一種中高層住居専用地域 又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150%以下	3時間	2時間
			200%以上	4時間	2.5時間
3 第一種住居地域、第二種住居地域 又は準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	4時間	2.5時間
			300%以上	5時間	3時間
4 近隣商業地域 又は準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	5時間	3時間
5 指定なし	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	4時間	2.5時間

資料：「建築基準法」(昭和25年5月24日 法律第201号)

「愛知県建築基準条例」(昭和39年4月1日 愛知県条例第49号)

「愛知県建築基準条例・同解説」(平成28年10月18日改訂版)